

教員に求められる 情報セキュリティ・情報モラル の基礎・基本

株式会社アンリミテッド 杉林 和紀

第4回 個人情報保護法について

個人情報の漏洩^{えい}に関する事件などが頻発する昨今、それを法的に取り締まるものとして、2003（平成15）年から個人情報保護法が施行されました。この個人情報保護法とは何でしょうか、また、個人情報とはどのようなものを指すのでしょうか。

今回は教育現場にも深く関係する個人情報保護法についてお話します。

「個人情報保護法」制定の背景

個人情報保護法という法律は、皆さんも一度はニュースや雑誌などで見たり聞いたりしたことがあるかと思います。2003（平成15）年に施行された、「個人情報の保護に関する法律」の略称です。情報化社会の進展に伴い、行政機関・民間企業等が保有する膨大な個人情報を容易に処理することが可能となり、プライバシー侵害の危険性と不安が増大しました。1980（昭和55）年にはOECD（経済協力開発機構）で「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する勧告」が採択されるなど、国際的にも個人情報の取り扱いやプライバシー保護が次第に重要視されるようになったという背景もあります。

日本では、1988（昭和63）年に、公的機関を対象とした「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が公布され、1989（平成元年）年、民間部門に対して通産省（現経済産業省）により「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」が策定されました。しかし、当時の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」には罰則規定がなく（2003＝平成15＝年の全部改正により罰則規定が設けられた）、また、民間部門を対象としたガイドラインには法的拘束力がないなど、個人情報の保護という観点から十分に機能しているとは言い難い状況がありました。

さらに、住民基本台帳ネットワークの稼働開始（2002＝平成14＝年）や、多発する個人情報漏洩事件を受けて、2002（平成14）年に「個人情報保護法関連五法」が国会に提出されました。個人情報保護法は、個人情報を取得する際には個人情報の利用方法を本人に明確に伝えなければならないと定めていたために、報道の自由を侵害するなどの理由から反対運動が展開され、一度は廃案となりましたが、再度審議され2003（平成15）年5月23日に成立、同月30日に公布・施行されました。

個人情報とは何か？

そもそも法律で定義している「個人情報」とは何でしょうか？ 同法では個人情報を以下のように定義しています（第2条）。

○個人情報（要旨）

生存する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）。

上記を踏まえると、氏名のみの場合と同法の定義では「個人情報」とは言えません。これは同姓同名や偽名、あだ名などがあり、それだけでは特定の個人を識別することができないためです。つまり、“特定の個人を識別できる情報”が個人情報となります。

個人情報保護法の施行により、情報漏洩事件が大きくニュースなどに取り上げられたり、そのイメージから個人に関連する情報を完全に密閉して、外に漏らさない、あるいは極力入手しないための法律、のように勘違いされることがあります。しかし本来の目的としては、個人情報を適切に取り扱い、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利・利益を保護することが挙げられています。

個人情報保護法の過剰な解釈

ここで一つのケースを紹介いたします。

それは学校現場ではよく利用されている、児童・生徒の緊急連絡網といった連絡用名簿（以下連絡簿）です。

この連絡簿には、緊急時や学校の諸連絡事項伝達のため、クラスに所属している児童・生徒の氏名、連絡先の情報などが当然記載されています。場合によっては、児童・生徒の住所や、保護者名なども記載されているケースもあります。

そこで、保護者の中には、個人情報保護法を誤解して、もしくは過剰に解釈して連絡先情報の提示を拒否するということが実際にあるようです。

先にも述べましたが、個人情報保護法は個人情報を適切に扱うための法律であり、個人情報を全く開示してはいけないという法律ではありません。必要な範囲で適切に取り扱うことで、連絡簿の作成は違法ととられることはありません。

- ① しかるべき運用方法（収集目的や収集方法、管理、廃棄の仕方等）のルールを定め、保護者を含めた関係者に説明し、さらに本人の同意を得た上で「連絡簿」の運用を行う
- ② 個人情報保護法を過剰にとらえ、保護者等の関係者からの苦情やクレームを回避するために連絡簿の作成を廃止する

学校経営において、上記①と②のどちらがベターな選択かは、やはり個人情報保護法を正しく理解し、本来教師が実践すべき内容は何か、何が最優先されるべきかを考えたときに、①であることは間違いないでしょう（文部科学省「学校における緊急連絡網等の個人情報の取扱いについて」2006=平成18=年2月参照）。

個人情報保護法に対する意識

個人情報保護法に対する過剰反応がある一方で、個人情報を保護するという意識が薄いために、事件・事故を起こしてしまったケースもあります。

ある教師が子どもに関するデータが入ったUSBメモリを、自宅へ持ち帰る途中で紛失してしまったり、

児童・生徒や教職員のデータを自宅のパソコンへ入れていたところ、ウイルスや悪意のあるプログラムによりインターネット上にデータが流出してしまったというケースなどです。話題のWinnyによる情報流出はこれに該当します。

これらは明らかに適切な取り扱いではありません。個人情報について、それをどう扱うべきか、また扱い方を誤った際にどのようなリスクがあるのかを考え、それを扱う本人の意識=情報セキュリティ、情報モラルに対する意識をまずは変えなければなりません（詳細は本連載第2回〔2008年10月号〕を参照）。

個人情報保護法成立の経緯と背景、法が求める趣旨と解釈について確認してきました。この法律のとらえ方は、教師にとって重要な法律の一つである「著作権法」にも同様のことが言えます。著作権法第35条の規定では、授業の過程における使用に供することを目的とする場合に、かなり広範囲において著作権者の許諾なしで著作物を利用できることになっています。しかし、無制限に著作権者の許諾なしに利用できるわけではありません。

著作権法につきましては、またの機会に改めて触れたいと思います。

ここがポイント！

個人情報保護法、個人情報、特定の個人を識別できる情報、著作権法

次回予告

最近話題となっている「大分県教員採用試験汚職問題」や「事故米騒動」。数々の不祥事に対し、多くの皆さんが憤りを感じていると思います。併せて、新聞、ニュースなどの各種メディアでは「コンプライアンス」というキーワードが頻繁に取り上げられています。法令順守・一般常識・倫理／道徳、といったように、コンプライアンスの定義はさまざまですが、教師としてこのコンプライアンスをどのように解釈し、日々の業務に生かすべきかを分かりやすく説明します。

●すぎばやし かずのり

1976年千葉県生まれ。国内大手システムインテグレーターでの各種セキュリティ製品の提案・構築・サポート担当を経て、2005年に（株）アンリミテッド入社。現在は顧客先にて情報システム管理業務に従事。その一方で、自社内の情報セキュリティ統括委員（推進担当）を兼任。